地区計画－地区整備計画図
【建築物の建ぺい率の最高限度】

羽 生 市 地 形 図

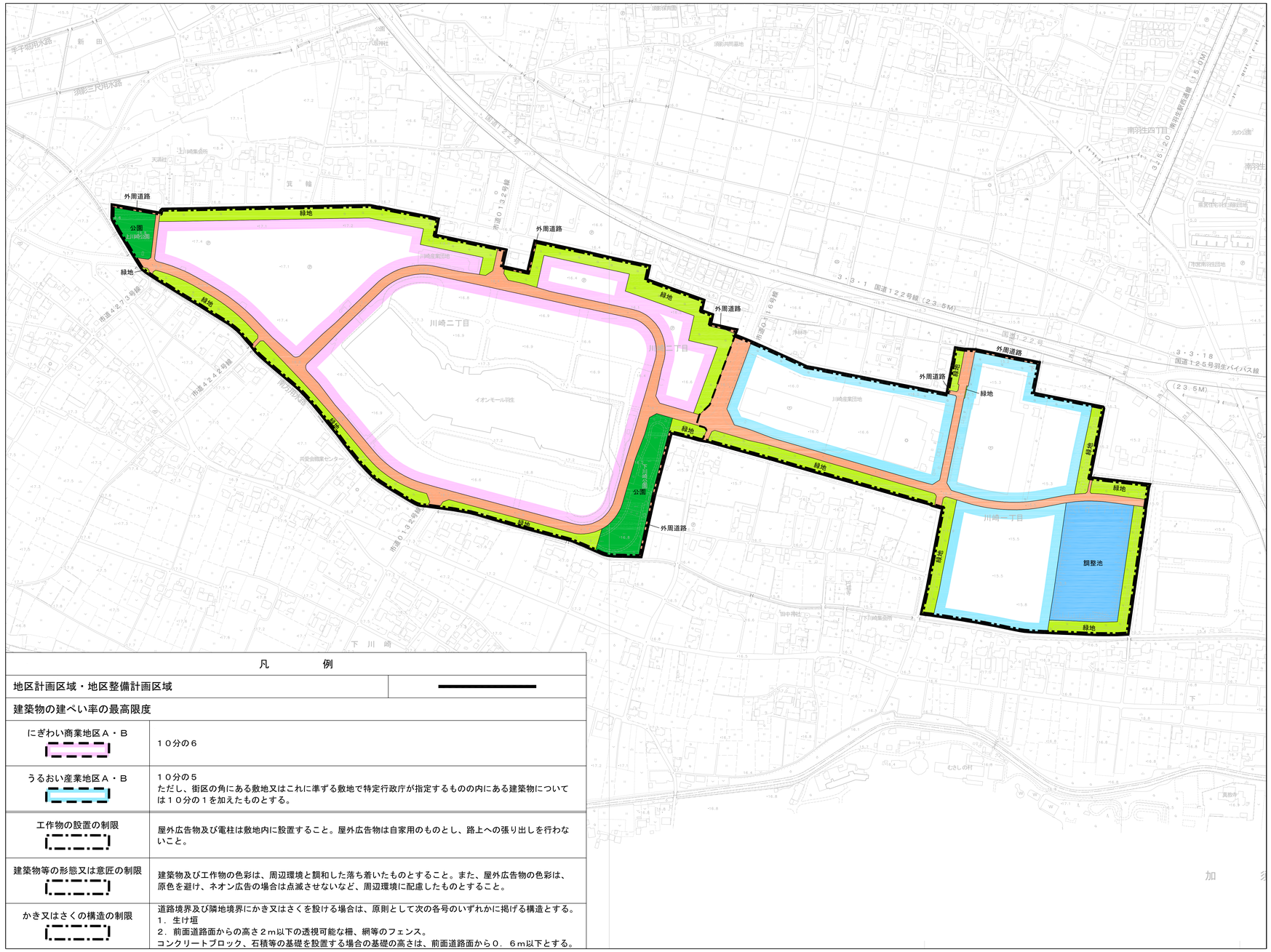

凡　　例	
地区計画区域・地区整備計画区域	
建築物の建ぺい率の最高限度	
にぎわい商業地区Ａ・Ｂ	１０分の６
うるおい産業地区Ａ・Ｂ	１０分の５ ただし、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物については１０分の１を加えたものとする。
工作物の設置の制限	屋外広告物及び電柱は敷地内に設置すること。屋外広告物は自家用のものとし、路上への張り出しを行わないこと。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び工作物の色彩は、周辺環境と調和した落ち着いたものとすること。また、屋外広告物の色彩は、原色を避け、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとすること。
かき又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界にかき又はさくを設ける場合は、原則として次の各号のいずれかに掲げる構造とする。 １．生け垣 ２．前面道路面からの高さ２ｍ以下の透視可能な柵、網等のフェンス。 コンクリートブロック、石積等の基礎を設置する場合の基礎の高さは、前面道路面から０．６ｍ以下とする。

1：2,500

0　50　100　200　300　400　500m

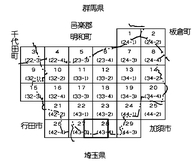

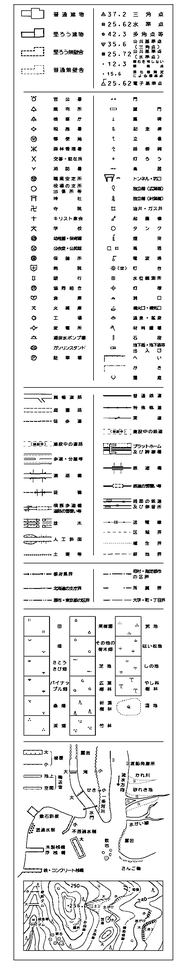

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅸ座標系。
平面直角座標値は、世界測地系による
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値は千メートル単位
方眼は０.５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル